

社会福祉連携推進法人に係る会計基準素案の作成について（案）

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人と同様、厚生労働省令で定める会計基準に従い、会計処理を行わなければならないこととされている。

※社会福祉法第138条における準用後の法第45条の23第1項

第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2 （略）

- そのため、社会福祉連携推進法人制度の施行までに同法人の会計基準省令を整備する必要がある。

- そこで、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」における運営の在り方等に関する検討を踏まえつつ、事務局が作成する社会福祉連携推進法人の会計基準素案について、本検討会においてご検討いただきたい。

- 会計基準素案は、開催要綱4（3）に基づき、座長の承諾を得て、会計の専門的知識を有する者に協力を依頼し、作成することとしたい。